## 旭川市医療費助成の制度改正の概要について(令和5年8月~)

医療機関用資料

令和5年8月1日から、中学校卒業までの医療費自己負担無償化を行います。改正内容は次のとおりです。

1 【子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成】

中学校卒業までの入院・通院・指定訪問看護に係る保険診療自己負担分を全額助成(現在:3歳以上の市民税課税世帯は1割負担。指定訪問看護は全受給者1割負担。)

2【子ども医療費助成のみ】

所得制限を撤廃し、新たに全額助成 (現在:所得超過の場合は医療費助成なし。)

3 【重度心身障害者医療費助成のみ】

中学校卒業までの入院費用(精神障害による受給者に係るもの)を新たに全額助成 (現在:精神障害による受給者は通院及び指定訪問看護のみ助成対象。)

※ 医療保険各法の適用を受ける自己負担分を助成(対象外:食事療養標準負担額、保険外診療、学校事故等第三者行為 による医療養など)



## 重度心身障害者医療費受給者区分と公費負担者番号(令和5年8月から)

受給者証 区 分	受験者区分と 入外区分	一部負担金	レセプト公費①② の公費負担着番号	レセプト公費①②
降初	・森体及び知的障害 15歳年 度宋(中学生)までの児童 (入通院) ・精神障害 15歳年度末(中学 生)までの児童 (通院)	【初診料算定時】 なし 【再診】 なし	の公費員信号等 [初診料算定時] 医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②46010047 [再診] 医療保険と公費①併用 ①45010048	[初於料算定時] 公費(①の「中級組金額」欄に初診時一部負担金の金額(医科500円、超科510円)を記載 公費(②は金額の記載なし 「再診」※弱剤は「再診」と同様 公費(①は金額の記載なし
老初	・身体及び知的障害15歳年 度末以降(中学校卒業後)の 受除者 《入通院》 ・技神障害15歳年度末以降 (中学校卒業後)の受給者 (通院)	【初給料算定時】 なし	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①45010048 ②46010047	【初診科算定時】 公費①の「一部負担金組」欄に初診時一部負担金の 金額(医科580円, 歯科510円)を記載 公費②は金額の記載なし
		[再診] なし	【再绘】 医療保険と公費①併用 ①45010048	【神診】※調剤は「神診」と同様 公費①は金額の記載なし
<b>陳</b> 读 老課	・身体及び知的障害 15歳年 度末(中学生)までの児童 (入通院) ・精神障害16歳年度末(中学生)までの児童 (通院)	[初診特算定時] [再移] なし	医療保険と公費①・②祭用 ①45010048 ②46010047	※調剤も同様 公費①の「一部負担金額」欄に医療費の1割(1円単位)を記載 公費②は金額の記載なし
	115歳年度末以降(中学校卒 業後)の受給者 (入通院) ※精神障害の入院医療は助 成対象外	【初診料算定時】 総医療費の7割相当額から初 診師一部負担金(医科500円、 個科510円)を除いた額 (月額上版額) 道院18,000円 入院57,600円	【初龄料算定時】 医療保険と公費①-②併用 ①45010048 ②48010047	【初診料算定時】 (公費①) 総医療費の1割(1円単位) (公費②) 総医療費の1割から初診時一部負担金(医科500円、資料510円)を除いた額(1円単位)
		[再移] 総医療費の1割相当額 (月部上限額) 通院18,000円 入院57,800円	【再診】 医療保險と公費①併用 ①45010048	【再診】※調剤は「再診」と同様 〈公養①〉 総医療養の1割 (1円単位)

※中学校卒業までの入院費用(精神障害による受給者に係るもの)については、 (落選払いにより助成

問い合わせ先: 旭川市役所 福祉保険部 国民健康保険課 25-8536

## 子ども医療費受給者区分と公費負担者番号(令和5年8月から)

受給者証 区 分	子どもの年齢	受論 形態	レセプト公費(IX2) の公費負担者番号	レセプト公乗(JXD) 負担金の記載
7- <b>1</b> 0	0歳から 3歳未満		[初診料算定時] 医療保険と公費①・②併用 ①90010042 ②81010041	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の金額 (底料580円、協科510円)を記載 公費②は金額の配載なし 【再診】 ※駅剤は「再診」と同様 一部負担金記載なし
	3歳から 就学前			
	小学生	入院	【再診】 透療保険と公費①併用 ①80010042	
	小学生	通院	医療保険と公費①併用	一部負担金配敷なし
	中学生	入院・通院	<b>①92010040</b>	
子顾	3歳から 就学前	入院·通院	医療保険と公費①・②併用 ①90010042	公費①の「一部負担金額」欄I-医療費の1割(1円単位 記載 公費②は金額の記載なし
	小学生	入院	Ø91010041	
	小学生	通院	医療保険と公費①併用	一部負担金配敷なし
	中学生	入院·通院	©92010040	
7	O歳から 中学生	入院·通院	医療保険と公費①併用 ①92010040	一部負担金配敷なし

問い合わせ先: 旭川市役所 子育て支援部 子育て助成課 25-6446

## ひとり親家庭等医療費受給者区分と公費負担者番号(令和5年8月から)

股給者証 区 分	子どもの年齢と 入外区分	一部負担金	レセプト公費①② の公費負担者番号	レセプト公費①② 負担金の配収
鏡初	·児童 (入通院)	【初診料算定時】 なし 【再診】 なし	【初診料算定時】 医療保険と公費①・②併用 ①93010049 ②94010048 【再診】 医療保険と公費①併用 ①93010049	【初診料算定時】 公費①の「一部負担金額」欄に初診時一部負担金の会報 (医科880円、歯科510円)を配數 公費②は金額の配數なし 【再診】 ※闘剤は「再診」と同様 公費①は金額の配載なし
鏡繰	-15歳年度末(中学生)までの児童 (入通院)	【初診幹算定時】 【再診】 なし	医療保険と公費①・②併用 ①B3010048 ②B4010048	※明約も同様 公股①の「一部負担金額」欄に原務費の1割(1円単位) 記載 公費②は金額の記載なし
	*15線年度来以降 (中学校卒業後)の 児童《入通院》	【初診料算定時】 総医療費の1割相当額から初齢時一部負担金(医 科580円、歯科510円)を 職いた額 (月額上廠額) 通院18,000円 入院57,600円	【初診料算定時】 應僚保険と公費①・②併用 ①93010049 ②9401004B	【初診料算定時】 《公費①》 総座張費の1割(1円単位) 《公費②》 総医療費の1割から初診時一部負担金(医科580円、 料510円)を除いた額(1円単位)
	- 親 (入院)	[再診] 総医療費の1割相当額 (月額上限額) 通院18,000円 入院57,800円	【再診】 図療保険と公費①併用 ①83010048	【再診】※調剤は「再診」と同様 〈公役(1)〉 経医療数の1割 (1円単位)

問い合わせ先: 旭川市役所 子育て支援部 子育て助成課 25-6446